

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき令和5年度に算定した比率は、次のとおりである。

1 健全化判断比率

(単位：％)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	—	20.00	40.00
実質公債費比率	9.5	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合、健全化判断比率は「—」表示。

2 資金不足比率

(単位：％)

	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	
風力発電事業特別会計	—	

※ 資金不足額がない場合、資金不足比率は「—」表示。